

第 2 1 0 回

杉並区都市計画審議会議事録

令和 7 年(2025 年)11 月 6 日(木)

会議名		第 209 回杉並区都市計画審議会
日時		令和 7 年(2025)年 11 月 6 日(木) 午前 10 時～午後 12 時 13 分
会場		区役所中棟 5 階 第 3・4 委員会室
出席者	委員	〔学 識 経 験 者〕 中井・河島・中川・米田 〔区 民〕 二見・渡辺・飯田・江島 〔区 議 会 議 員〕 てらだ・鈴木・井口・そね・小池・斉藤・浅井 〔関係行政機関〕 鶴賀
	説明員 (区)	〔区 民 生 活 部〕 産業振興センター事業担当課長 〔都 市 整 備 部〕 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・ 参事(道路担当)・管理課長・市街地整備課長・ 鉄道立体担当課長・土木管理課長・都市計画道路担当課 長・みどり施策担当課長 〔環 境 部〕 環境部長・環境課長
傍聴	申請	5 名
	結果	5 名
議事日程		1 審議会成立の報告等 2 委員委嘱に伴う新委員の紹介 3 開会宣言 4 傍聴の確認 5 署名委員の指名 6 議題の宣言 7 議事 〔審議事項〕 議案 1 東京都市計画生産緑地地区の変更について(杉並区決定) 〔意見聴取〕 意見聴取 1 特定生産緑地の指定について 〔報告事項〕 報告 1 都市計画道路の次期事業化計画における区施行優先整備路 線について 8 事務局からの連絡 9 閉会の辞
審議結果		議案 1 異議なし 意見聴取 1 意見なし

配付資料	◎次第 ◎議案資料 [議案 1] ・東京都市計画生産緑地地区の変更について（案）（杉並区決定） ・参考資料（議案 1 関係） - 資料 1 生産緑地地区 手続きの概要 - 資料 2 生産緑地地区 行為制限解除の経過 - 資料 3 生産緑地地区 現況写真 - 資料 4 生産緑地地区の動向 [意見聴取 1] ・特定生産緑地の指定について [報告事項 1] ・都市計画道路の次期事業化計画における区施行優先整備路線について
-------------	---

第210回杉並区都市計画審議会

(午前10時00分 開会)

石森管理課長

本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。都市整備部管理課長の石森でございます。

審議会の開会に先立ちまして、審議会成立の報告等についてご連絡をさせていただきます。

まず、傍聴人の皆様にご連絡でございます。傍聴の方で、録音・撮影を申し出ている方は、杉並区都市計画審議会傍聴基準に基づき、審議会の許可があった後に録音・撮影を開始するようにお願いいたします。恐れ入りますが、ここからは着座にて進行させていただきます。

本日は、委員21名のうち、現在15名の委員の方にご出席いただいております。開会要件である委員半数以上の出席を満たしており、本会が有効に成立していることをご報告いたします。

なお、中井会長ですけれども、先ほど連絡がございまして、現在電車が止まっているということで、到着が遅れている状況でございます。

また、杉並区障害者団体連合会から推薦いただいた武者委員でございますけれども、先月ご逝去されたとの訃報を受けているところでございます。

武者委員につきましては令和6年度から当審議会委員にご就任いただきまして、都市計画変更に関わる諮問や杉並区景観計画に関わる意見聴取などにおいて、闊達なご意見を頂戴いたしました。ここに謹んでご冥福をお祈りいたします。

武者委員の後任につきましては、現在、手続を行っているところでございます。

次に資料の確認をいたします。

本日の資料はあらかじめお送りしているところでございますけれども、席上に配付している資料としまして委員の座席表、それから諮問文が2枚。生産緑地の変更に係るものと特定生産緑地の指定について、こちらの意見を伺うというものになってございます。それと、配付の漏れがありました。生産緑地に関する参考資料も併せて席上に配付させていただいておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

資料の不足等はございますでしょうか。

もし不足等がありましたら、審議の途中でもおっしゃっていただければこちらからお持ちしますので、お申し出いただきますようお願いいたします。

続きまして、委員委嘱に伴う新委員の紹介をさせていただきます。

区議会議員の委員について、杉並区議会議長から新たに6名の方のご推薦がありましたので、6月7日付で委員の委嘱を行いました。

それでは、新委員をご紹介します。

てらだはるか委員でございます。

てらだ委員 よろしく願いいたします。

石森管理課長 鈴木ちづる委員でございます。

鈴木委員 よろしく願いいたします。

石森管理課長 そね文子委員でございます。

そね委員 よろしく願いします。

石森管理課長 井口えみ委員でございます。

井口委員 よろしく願いします。

石森管理課長 小池めぐみ委員でございます。

小池委員 よろしく願いします。

石森管理課長 斉藤りか委員でございます。

斉藤委員 よろしく願いいたします。

石森管理課長 また、当審議会委員を委嘱しております杉並消防署長に令和7年4月1日付で人事異動がございましたので、新たに着任をされてございます。田中富也署長を当審議の委員に委嘱いたしました。本日はご欠席でございます。

委嘱状は席上配付とさせていただいてございますので、ご了承のほどお願いいたします。

先ほど申しましたとおり、中井会長につきましては現在電車の都合で遅れていらっしゃる場所です。中井会長がいらっしゃるまでの間、会長の職務代理ということで、河島委員に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

河島委員 中井会長の到着が遅れているということでございます。中井会長到着までの間、職務代理に指定されておりますので、私のほうで議長の役割を果たさせていただきます。よろしく願いします。

それでは、ただいまから第 210 回杉並区都市計画審議会を開会いたします。本日も円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

まず、新たな委員の委嘱がございましたので、議席を決定したいと思います。

都市計画審議会条例施行規則第 4 条で「議席は会長が定める」となっておりますが、先ほどのような事情がございますので、今回につきましては審議会条例第 4 条 3 項に基づいて、職務代理の私が会長の職務を代行して指定させていただきたいと思います。

委員の皆様の議席につきましては、現在お座りいただいている席を議席といたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、傍聴の確認を行います。

本日の傍聴について、事務局から報告をお願いします。

石森管理課長 本日は 5 名の方から傍聴の申出があり、受付をしてございます。また、傍聴人 2 人の方から、録音・撮影の許可願いが出されている状況でございます。

河島委員 今のようなご報告でございます。

議事の途中で傍聴人から録音・撮影の申出があった場合は、その都度委員にお諮りしますので、よろしくお願いいたします。

ただいま、傍聴者の方から録音・撮影のご希望が出ているということがございます。これについて管理課長、説明してください。何名でしたっけ。

石森管理課長 5 名の方から傍聴の申出がありまして、そのうち 2 名の方から録音・撮影の許可願いが出ている状況でございます。

河島委員 委員の皆様にお諮りします。傍聴人からの録音・撮影の申出については、特段これを認めないという理由は今回ないと思いますので、これを許可することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

河島委員 それでは、録音・撮影の許可をいたします。傍聴人は注意事項に従って、録音・撮影を行ってください。

さらに、「会議傍聴の取扱いについて」というこの審議会におけるルールが令和 6 年 3 月 21 日に決定されておりまして、その第 6 の (3)「傍聴人は、撮影等を許可されたときは、次の事項を遵守すること」になっ

ておりますので、これについて撮影をされる方に事務局から十分お伝えをいただいていると考えてよろしいですね。

石森管理課長

伝えてございます。

河島委員

その（３）のＡに、「撮影等は、着席した傍聴席から行うこと」という規定がございます。５名の傍聴人の方で、恐縮ですが、撮影許可を求めた方は挙手をお願いできますか。

そのお二方は、現在お座りの座席をそれぞれのお席として、私から指名させていただきます。これは第２の「傍聴の手続」の（４）で「会長が必要と認めるときは、あらかじめ傍聴席を指定することができるものとする」という規定になっておりますので、基本的に会議の円滑な運営上、席を動いて撮影することはしないようにしていただきたいと思います。

それでは、まず最初に、署名委員の指名を行います。

本日の会議記録の署名委員ですが、会長と、もう１名という規定になっているようでございます。その１名として斉藤りか委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務局から議題の宣言をお願いします。

石森管理課長

本日の議題は審議事項１件、意見聴取１件、報告事項１件の計３件となっております。

まず審議事項につきましては、議案１「東京都市計画生産緑地地区の変更について（杉並区決定）」。

次に意見聴取としましては、意見聴取１「特定生産緑地の指定について」。

次に報告事項につきましては、報告１「都市計画道路の次期事業化計画における区施行優先整備路線について」となっております。

先ほどお話ししましたとおり、席上に本日の議題の諮問文をお配りしてございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

河島委員

それでは、議事に入ります。

初めに、議案１「東京都市計画生産緑地地区の変更について（杉並区決定）」の説明をお願いいたします。

みどり施策担当課長。

中村みどり施策担当課長 それでは、私から、議案1「東京都市計画生産緑地地区の変更について（杉並区決定）」の説明を行いたいと思います。

まず、資料の確認をさせていただきます。議案1でございます。

表紙をおめくりください。「東京都市計画生産緑地地区の変更（杉並区決定）」が1枚。

次のページが「新旧対照表」。

次おめくりいただくと、A3判の「総括図」。今回変更する生産緑地地区の大まかな位置を示した位置図でございます。

そして、おめくりいただくとA3判の「計画図」が1／3から3／3まで、3枚となっております。

次に、参考資料でございます。表紙をおめくりください。

資料1として、「手続きの概要」を一覧表にしたものが1枚。

資料2として、今回変更する各生産緑地地区の行為制限、追加指定の経過を一覧表にしたものが1枚。

資料3としまして、現況写真が両面で1枚。

最後に、資料4としまして、平成4年以降の区内の「生産緑地地区の動向」を、両面含め2枚となっております。

資料についてはよろしいでしょうか。過不足ありませんでしょうか。

では、説明に入らせていただきます。

まず、参考資料の資料1を御覧ください。「生産緑地地区 手続きの概要」でございます。

本年7月23日、都市計画法第19条3項に基づき、都知事に対し都市計画変更の協議を行い、都からは「意見なし」という旨の協議結果の通知書を8月1日付で頂いてございます。

また、農業委員会には追加指定箇所についての意見照会を8月6日付で行い、その結果、8月26日付で「生産緑地法で定める農地に該当する」旨の回答を頂いてございます。

その後、都市計画法第17条に基づき、都市計画案の縦覧を10月1日から10月15日まで2週間行いまして、縦覧に伴う意見書の提出はございませんでした。

以上のような経過を踏まえて、本日議案としてお諮りするものでございます。

河島委員 みどり施策担当課長、この諮問文は議事録にもちゃんと載せる必要がありますので、諮問文の説明も併せてお願いします。

石森管理課課長 席上にお配りしている諮問文でございます。読ませていただきますが、審議会会長、中井会長宛てに岸本区長から審議をお願いしている文章でございます。

「都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について審議を依頼します」というもので、11 月 5 日付で願っているものでございます。

内容につきましては、「東京都市計画生産緑地地区の変更〔杉並区決定〕」というものです。

理由として「買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除するため。また、農業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を追加するため」ということでございまして、生産緑地の内容の変更について、この都市計画審議会で決定をお願いするものでございます。

河島委員 みどり施策担当課長、続けてください。

中村みどり施策担当課長 それでは、議案 1 について説明を続けさせていただきます。

議案 1 の資料で、表紙をおめくりください。

第 1 の「種類及び面積」でございます。

今回、生産緑地地区を約 29.51 ヘクタールに変更いたします。

第 2 の削除のみを行う生産緑地は 1 件で、削除面積は約 300 平米でございます。

それでは、削除のみを行う生産緑地の位置及び区域について、表に沿ってご説明いたします。

まず、地区番号 4 は井草五丁目地内。計画図は 1 / 3 ページの中央、黒塗りの部分でございます。既指定面積約 9,830 平米のうち、その一部である約 300 平米を削除するものでございます。

参考資料 2 を御覧ください。

こちらに記載のとおり、削除理由は主たる従事者の死亡により、令和 6 年 10 月 9 日に買取り申出がなされたものでございます。土地は杉並区が買い取りまして、暫定的に遊び場として整備し、その後は鉄道附属街

路等として整備を行う予定でございます。

現況は参考資料 3、表面の写真のとおりでございます。

以上、今回削除のみを行う生産緑地は 1 件、削除面積は約 300 平米でございます。

議案資料に戻っていただき、続いて第 3 の追加のみを行う生産緑地は 2 件でございます。こちら表に沿ってご説明いたします。

まず、地区番号 152 でございますが、上高井戸一丁目地区地内。計画図は 2 / 3 ページの中央、縦じまの既指定地区の約 3, 220 平米に、今回約 60 平米の横じま部分を追加指定するものでございます。

最後に、地区番号 192 は高井戸東三丁目地内。計画図は 3 / 3 ページの中央、横じまの部分、約 440 平米を新規指定するものでございます。

追加指定の経過については参考資料 2、また現況は資料 3 の裏面に写真をつけておりますので御覧ください。

今回の追加は計 2 件、追加面積は約 500 平米でございます。

最後に、議案 1 の 2 枚目「新旧対照表」を御覧ください。

今回変更する 3 か所の内訳を、地区ごとに表にしてございます。また、変更概要を記載しております。変更前は 120 件で約 29, 49 ヘクタールが、変更後 121 件で約 29, 51 ヘクタールとなっております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

河島委員

ありがとうございました。本案について質疑のある委員は、挙手をお願いいたします。なお、質疑は議案に関連した内容でご発言をお願いいたします。

てらだ委員。

てらだ委員

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

削除される井草五丁目のところについて、参考資料では写真がついていて、木が生えている状態でけれども、これは道路になる前に遊び場として活用すると今ご説明がありましたが、この樹木はどこかに移植されるのか。全部切ってしまうということではなくて、どこかに移してほしいと思うのですが、そのあたりはどうなるのでしょうか。

河島委員

鉄道立体担当課長。

塚田鉄道担当立体課長 この部分についてはこれから遊び場として設計することになって

おりますので、基本的には今ある木はそのまま存置するような方向で、その状態によって今後検討していきたいと考えております。

河島委員 ちょっとお待ちください。会長が到着しました。

中井会長 遅れまして、すみませんでした。

では、てらだ委員、どうぞ。

てらだ委員 ありがとうございます。遊び場にするときは一応木は残しておくという
ことで、その先、道路になっていくときはまた樹木の状態を見て考える
というご答弁があったかと思うのですが、ぜひどこかに移植してもら
えたらいいなと。あの地域は本当に木が多い地域なので、ここにこうい
う自然があったことをちゃんとまちづくりとして生かしていってほしい
と思うのですけれども、そういう議論は区と地域住民と鉄道とか、いろ
いろなところで話していたりはするのかなというのをお聞かせください。

中井会長 鉄道立体担当課長、どうぞ。

塚田鉄道立体担当課長 上井草駅周辺にはまちづくり協議会がありますので、その協議会
の方々と話しております。今後、まちづくりについては、もう少し幅広
い人たちとも話し合いを始めようと考えているところです。

中井会長 てらだ委員。

てらだ委員 ぜひよろしくお願いします。

追加の指定2か所について、5月に申請がされていたのですけれども、
今の時期に都計審にかけられている経緯を教えてください。

中井会長 管理課長、どうぞ。

石森管理課長 お配りしている参考資料を御覧いただきますと、表紙をめくって1枚
目です。「生産緑地地区 手続きの概要」ということで、これまでの経緯
を示してございます。

早いもので5月下旬に申請が出されていますけれども、その間、東京
都との協議、それから公告・縦覧等の手続がありました。また、この都
市計画審議会につきましては、委員の皆様の日程を調整しながら開催日
を決めているところもございますので、このタイミングになっていると
いうものでございます。

中井会長 てらだ委員。

てらだ委員 分かりました。ありがとうございます。

高井戸東三丁目の土地について、この敷地、くの字型にマーカーがさ

れているのですけれども、白く残っている部分には大きな果樹等、あと1階建ての建物があるのです。写真には写っていないのですけれども、ここは生産緑地に含まれないとなっているのですが、私有地として残るということで間違いないですか。

中井会長 みどり施策担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 委員おっしゃったとおり、その部分は所有者様で所有して、生産緑地には入っておりません。

中井会長 てらだ委員。

てらだ委員 分かりました。この土地はもともとどういうふうに使われていたものなのかというところを教えてください。

中井会長 みどり施策担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 もともこの土地は所有者様のご自宅というのですか、宅地として使用していたと伺っております。

中井会長 てらだ委員。

てらだ委員 そのお家があって、それをどかして新しく生産緑地にするということですが、お隣がもともと生産緑地だったと聞いているのですけれども、そこと入れ替えたというか、面積的には減っているのですかね。宅地のところのほうが狭かったのですか。

中井会長 みどり施策担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 道路を挟んで向かい側にもともと生産緑地があったというところで、そこで相続とか、そういったことで開発して宅地にしたと伺っています。今、その宅地の一部に所有者様のご自宅も移転されて、もともと所有者様の宅地があったところを生産緑地として、新たに今回新規で追加するというところで伺っております。

中井会長 てらだ委員。

てらだ委員 面積的には今回は追加なので増えると、この資料だけを見ると思うのですけれども、長い年数で見ると減っているということですか。

中井会長 みどり施策担当課長。

中村みどり施策担当課長 委員おっしゃるとおり、面積の規模的には複数年考えると減っているという形になると思います。

中井会長 ありがとうございました。

ほかにはご意見、ご質問。

小池委員、どうぞ。

小池委員

よろしくお願いします。質問に入る前に、先ほど河島委員から、会長が来られる前に、今回の審議会の傍聴者の撮影・録音などについての注意事項があったのですけれども、撮影をされている方に現在の席から撮影をするようにということで、挙手を求められていたかと思います。挙手を求めるというのは傍聴者を委縮させるものではないかと思うので、私としては意見を申し述べさせていただきたいと思います。

質問ですけれども、全体的に見ると長い経過を経て減っているということですが、令和7年の生産緑地の総面積予定としては29.51ヘクタールと、令和6年の総面積29.49ヘクタールからは、ほんの少しですけれども増えているかと思います。

これまで生産農地の新規指定に関しては、区としても様々な働きかけをしてきてくださったところだとは思いますが、今回の追加や新規の指定に関して、そのような働きかけがあって努力が実っていると考えてよろしいのでしょうか。

中井会長

河島委員。

河島委員

ただいま、中井会長不在の時点で、職務代理として議長を承っていたときの私の会の運営・指揮についてご意見がありましたので、私から少し答えさせていただきたいと思います。

私が傍聴席の傍聴人の方に、撮影許可を申し出た方はどなたですかということを確認する意味で挙手をお願いしました。その理由は、この会議運営ルールが決められたときに、小池委員は当審議会委員ではなかったから、その経緯については詳しくご存じないかもしれませんが、いろいろ撮影とSNS投稿などをめぐって大きな議論になりました。当時はその撮影ルールが定まっていなかったものを決めたいということで、審議会全体で議論して、この会議運営ルールが決まりました。

最初に問題になったときに、クローズアップで顔を撮影して、それをSNSで投稿するというような、ある意味で人権無視的な動きともとれるような行為が行われたということもありまして、そういうことが生じないように、撮影する方は自分の席から撮影する。そして、後でSNS投稿などが行われた場合には、席の場所が分かればどなたが投稿したかということとは分かる。そういうことを防ぐために、会長は運営上席を指

定することができるというルールに今なっています。私はそれを適用して今回傍聴人の方をお願いをしたいと思って、先ほどのような運営・指揮をさせていただいたということであります。

中井会長

ありがとうございました。

傍聴のルール、撮影等のルールについては、1年以上かけて議論して決めたことですので、当面の間はそれを運用したいと考えております。

それでは、ご質問に対する回答を事務局からお願いいたします。

みどり施策担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 生産緑地についての働きかけというご質問でよろしかったですね。生産緑地は、これまでいろいろ買取り申出とか、そういったところが出ていたときに関しては、農業委員会とか関係所管と調査をしまして、適切にその農地が営農できるのかどうかとか、そういうところも確認しながら、なるべく農地を残していこうという取組を進めていっているところでございます。

中井会長

小池委員、どうぞ。

小池委員

河島委員からもご説明がありましたので、私からも付け加えさせていただきますけれども、昨年来行われてきた経緯というものを私も存じ上げております。しかしながら、傍聴者の知る自由ですとか情報を開示するということにおいては、この審議会の皆さんの意見としても合意が取れているところだと思います。

人権を尊重するという観点でクローズアップをしないなどのことですか、当面はこの運用で行くというのはもちろん理解し尊重しているところではありますけれども、これだけ委員が替わっている中で、そういった経過も踏まえてですけれども、改めて公開などについて、情報の公開というところでは、全て引きで撮るとか、そういったことを細かく決めた上で行うべきだということは、私の会派の意見として申し上げておきます。

先ほどの質問の回答、ありがとうございました。本当に農地、緑地の保全というのは、区としても非常に重要だと考えているところだと思いますので、引き続き働きかけと支援の強化も踏まえてよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

中井会長

ありがとうございます。ほかのご意見等、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、こちらには採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。——ありがとうございます。

議案1「東京都市計画生産緑地地区の変更について」は、議案のとおり決定するということでご異議ございせんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長

ありがとうございました。ご異議ないものということで、本案は原案どおり決定することといたします。ありがとうございました。

次に、意見聴取1「特定生産緑地の指定について」でございます。

まずは、事務局よりご説明をお願いいたします。

管理課長、どうぞ。

石森管理課長

先ほど生産緑地の決定の件では諮問文を読み上げさせていただきましたので、今回も読み上げさせていただきます。席上に配付させていただいておりました意見伺い文になります。

11月5日付で、都市計画審議会中井会長宛て、岸本区長から依頼をしているものでございまして、「生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき、下記の事項について意見を伺います」というものです。

内容については、「特定生産緑地の指定について」となっております。

理由として、「生産緑地の指定告示から30年が経過する日（申出基準日）が近く到来することとなる生産緑地のうち、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意が得られた1件の生産緑地を、生産緑地法第10条の2第1項に基づく特定生産緑地として指定することについて意見を伺うため」ということでございます。

先ほどの生産緑地につきましては都市計画法に基づく地域地区ということでしたので、都市計画審議会による決定というところでございましたが、この特定生産緑地につきましては生産緑地法に基づくものとなっております。区が決定するに当たり都市計画審議会のご意見を聞くということに法律上なっておりますので、今回ご意見を伺うものでございます。

中井会長

みどり施策担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 それでは「特定生産緑地の指定について」、説明をさせていただきます。

お手元の資料の確認からお願いします。

まず、意見聴取 1 「特定生産緑地の指定について」ということで、かがみ文として 1 枚あります。

資料 1 として、A 3 判「特定生産緑地指定（案）全体位置図」があります。

おめくりいただいて、資料 2 「特定生産緑地（杉並区）の指定（案）」として、A 4 判、指定箇所一覧が 1 枚。

続いておめくりいただくと、A 3 判「指定図」が 1 枚となっております。

資料については過不足ないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「特定生産緑地の指定について」ご説明いたします。

先ほどご審議いただきました案件は、都市計画法に基づく地域地区の 1 つとして、生産緑地地区を削除、追加するものでございましたが、本案件は、既に生産緑地地区に指定されている農地を特定生産緑地に指定するものでございます。

それでは、かがみ文を御覧ください。

1 番「特定生産緑地制度の概要」です。

指定から 30 年が経過した生産緑地、すなわち申出基準日を迎えた生産緑地は理由がなくてもいつでも買取りができ、税の優遇も段階的になることから、農地の保全上、不安定な状態に置かれることとなります。生産緑地の急激な減少の可能性が懸念されていまして。このような中、平成 29 年に生産緑地法の一部が改正され、新たに創設されたのが特定生産緑地制度です。

特定生産緑地制度とは、生産緑地の指定告示から 30 年を迎える前に、すなわち申出基準日を迎える前に、買取り申出ができる期限を 10 年延期するものです。さらに、特定生産緑地の指定から 10 年経過する前であれば、繰り返し 10 年期限を延期することができるものとなっており、都市農地を保全することで、豊かで潤いのある生活環境の保全、創出につなげる制度です。

また、特定生産緑地の指定を受けることで、所有者様には営農の義務、

建築行為に関わる規制が引き続き課せられる一方、農地課税が継続されることや、新たな相続が発生した際に、相続税の納税猶予制度の適用を受けることが可能となるという税制面での優遇もあり、これまでの生産緑地制度と同様の取扱いとなっております。

今回は令和8年に指定から30年を迎える生産緑地について、特定生産緑地に指定するものとなっております。

次に、2「これまでの主な経緯」です。

今回、特定生産緑地に指定する農地については、本年4月4日付で、農業委員会に対して農地の管理状況について意見照会を行い、農地利用状況の調査後、8月26日付で「適正に管理がなされている」という旨の回答を頂いております。

次に、3「生産緑地地区の指定状況」についてですが、こちらは資料1も併せて御覧ください。

先ほどご審議いただいた削除後の数値についてはまだ告示を行っていないため、現在の区全体の生産緑地地区は昨年度告示時点の数値となり、120件、約29.49ヘクタールとなります。そのうち、令和8年に指定から30年が経過する生産緑地地区は1件、約0.07ヘクタールで、こちらが今回特定生産緑地に指定するものです。

資料1で、区全体の生産緑地地区の位置及び既に指定された特定生産緑地地区、そして今回指定予定の特定生産緑地地区についての位置関係を示しておりますのでご確認ください。

次に、資料2を御覧ください。

資料2には、本日ご意見を伺う「特定生産緑地の指定（案）」の詳細を示しております。右から3列目の「申出基準日」とありますが、これは先ほど説明した当初指定日から30年が経過する日です。

次に、左から4列目の生産緑地の面積、その2列右横の太枠で囲ったところが今回指定予定の生産緑地の面積となっております。

それでは、かがみ文にお戻りください。裏面、「今後の予定」です。

本日の都市計画審議会におけるご意見を踏まえ、11月中旬に特定生産緑地の指定について告示する予定です。また、土地所有者様に対しては、特定生産緑地指定通知書によりお知らせいたします。

今後も引き続き関係機関と連携を図り、生産緑地地区の指定年に従っ

て、順次、特定生産緑地の手続を進めてまいります。

私からの説明は以上になります。

中井会長 ありがとうございました。

それでは、本件は意見聴取ということでございますので、これより意見のところに入りたいと思います。質疑を含めまして、ご意見のある委員は挙手をお願いいたします。

それでは、今度は小池委員から行きますかね。

小池委員 これは生産緑地の指定告示から 30 年を迎える 1 年前からの買取り申出ができる期限の 10 年延長ができる、それ以前はできないということでしょうか。

中井会長 みどり施策担当課長。

中村みどり施策担当課長 委員おっしゃるとおり、30 年を経過する 1 年前のものでご意見を伺うことになります。

中井会長 小池委員。

小池委員 期限のほかには、何か対象制限というのはあるのでしょうか。

中井会長 みどり施策担当課長。

中村みどり施策担当課長 特に制限というところはないですけれども、土地が生産緑地として指定された 30 年後を迎える 1 年前に、ご意見をこのように諮るというところになっております。

中井会長 小池委員。

小池委員 区のホームページには生産緑地について説明が掲載されているのですが、特定生産緑地という制度があることは説明がないようなので、30 年たたないとこうした特定生産緑地にはできないということで、こういった制度もあるよということをぜひ掲示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

中井会長 みどり施策担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 特定生産緑地の制度については、生産緑地に対して 30 年経過するものとなりますので、生産緑地になっている方々には丁寧に説明はしているのですが、委員おっしゃるように、広くこういった制度もあるといったところは必要かと思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

中井会長 てらだ委員、どうぞ。

てらだ委員 ありがとうございます。今、指定がされる場所というのは周辺に生産緑地が多い地域で、いこいの森もあるのですけれども、住宅街なのでまとまった緑はかなり貴重なのかなと思います。

第 208 回の都市計画審議会の議事録から、「生産緑地が全て特定生産緑地となるようにしたい」というやり取りがされているのを確認したのですが、資料 2 の「指定図」において白抜きになっている、今まだ都市計画生産緑地になっているところは、あと何年ぐらいでそれぞれ 30 年になるのかというところと、またそれらも特定生産緑地として指定できる見込みと考えていいのかどうか、教えてください。

中井会長 みどり施策担当課長。

中村みどり施策担当課長 今後の特定生産緑地に移行するだろうという見込みですね。先ほどの「生産緑地地区の変更について」の参考資料、資料 4 を御覧いただくと分かりやすいと思います。

この制度が始まったのが、平成 4 年に生産緑地にして、その 30 年後、令和 4 年に特定生産緑地となりますけれども、その間、この真ん中の「追加」という列のところが、例えば平成 5 年で 11 件、平成 6 年で 2 件と、年を変えて追加というものがあります。今回の 1 件というのは、平成 8 年に追加した 1 件が特定生産緑地の指定となります。

そうすると、来年は追加のものがなくて特定はないですけれども、その 2 年後にはまた 2 件追加があるので、そこではまた 30 年を迎えるという形になります。そういったところで随時、所有者様のご意向もあると思いますけれども、踏まえながら特定生産緑地のほうに移行していきたいと思っております。

中井会長 てらだ委員。

てらだ委員 そういうときは、区からもお知らせをするときに、できれば続けてくださいとお願いをするということですね。分かりました。

30 年経過して、買取り申請が出された場合の区側の対応の幅がないので、それを特定生産緑地にしてくださいとお願いするしかないみたいな話も以前出ていたと思うのですけれども、対応の幅を確保するために考えていることがあれば教えてください。

中井会長 みどり施策担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 都市農業というのは貴重な数少ないところで、さらに都市にあ

るということで、いろいろな活用とか効果がすごく見込まれると思っています。そのため、農業委員会とか関係所管とともにいろいろ営農していただけるような支援とか、例えば農業していただくときのボランティアとか、そういったところを模索しながら検討して、営農を続けていけるように支援していきたいと思っています。

中井会長 てらだ委員。

てらだ委員 ということは、特定生産緑地として 30 年以降も長く続けてもらえるように支援をしていくところが、今思っているということですね。分かりました。ありがとうございます。

中井会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。
浅井委員、どうぞ。

浅井委員 担当の方にお聞きします。今、特定生産緑地と本体の生産緑地の話が少しありましたけれども、指定から 30 年過ぎて改めてどうするかと農業者は考えて、また 30 年の本体の生産緑地指定を選ぶということは可能ですか。

中井会長 みどり施策担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 今、生産緑地がある。それを一度解除して……。

浅井委員 継続です。

中村みどり施策担当課長 継続だと、特定生産緑地で 10 年ごとの申請で、10 年たてばまた特定生産の中で申請をしていただいてというところで、長く続けていただけるかなと思っています。

中井会長 浅井委員、どうぞ。

浅井委員 制度上は、別に特定生産緑地を選択しなくても大丈夫なのではないですか。

中井会長 みどり施策担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 委員おっしゃるように、制度上は、農業を続けるときに生産緑地でなければいけないというわけではありません。ただ、所有者様のメリットとして、税の優遇措置があつたりしますので、そちらのほうが農業を続けるにはメリットがあるのかなというところで、説明をしながら続けていただきたいと思います。

中井会長 浅井委員、どうぞ。

浅井委員 そうではなくて、特定生産緑地を選ばないで、本体の生産緑地を選ん

で更新するというのが制度上どうなのですかと聞いたのです。

中井会長 お答えできますか。みどり施策担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 生産緑地を解除して、またもう1回生産緑地ということは、二度かけることはできないので、一度解除してしまったら生産緑地にはできないというところになります。

富田委員 浅井委員。

浅井委員 そうではなくて、30年の満期が来る前に所有者は選択するわけですね。そのときに、本体と同じ生産緑地地区で行くよということは可能なのではないかと思っているのですが、河島委員、どうですか。

中井会長 恐らく30年が経過した瞬間に行為制限が解除されるので、そのまま更新というのが仕組み上は多分考えられてないというのが私の見解です。ですので、ご指摘のように一旦解除されたものをもう1回指定するというのは、厳密に言うことができるのか、できないのかは要確認事項かなと、国に確認してみないと分かりませんが、更新という仕組みは特定生産緑地以外にはないというのが多分法律上の解釈かなと思います。よろしいですか。

浅井委員、どうぞ。

浅井委員 それでは、役所のほうでよく調べていただいて、教えていただければと思います。

私は、制度として10年刻みの特定生産緑地ではなくて、長くそのまま本体のものと同様に耕作をしていくよという選択肢を農業者が選ぶことは、制度上のものとしては可能というふうに私は理解をしています。何でも10年、10年ということではなくて。それを調べていただいて、教えていただければと思います。

中井会長 事務局、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件は審議会としての意見を求められておりますので、審議会としては本件の特定生産緑地指定に関しまして、「差し支えなし」という意見とさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして報告事項「都市計画道路の次期事業化計画における区施行優先整備路線について」でございます。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

道路担当課長どうぞ。

星野都市計画道路担当課長 私から「都市計画道路の次期事業化計画における区施行優先整備路線について」ご報告いたします。説明長くなりますので、着座にて失礼いたします。

審議会の資料はA4の両面刷りのものがございまして、添付資料としてホチキス留めのもの、資料1と資料2がございまして、こちらを基にご説明します。

東京における都市計画道路につきましては、計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町が連携し、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた事業化計画をこれまで4回にわたって策定し、事業の推進に努めてまいりました。

現計画の計画期間が今年度末となっていることから、現在、都と区市町は連携し、新たな東京における都市計画道路の整備方針の策定に向けた検討を進めているところです。この夏には中間のまとめが公表され、東京都全体でパブリックコメントが実施され、現在、各自治体が施行する次期事業化計画における優先整備路線の選定作業を行っております。

本日は区としての現時点の考え方をご説明させていただいた上で、各委員個人のご意見を伺い、区として最終的に優先整備路線を決定する際、そして今後の取組の参考とさせていただきたいと考えております。

それでは、資料を基にご説明させていただきます。

まず1番には現計画、第四次事業化計画における区内優先整備路線の進捗状況をお示ししています。

杉並区施行の路線は4路線あります。地図上のピンク色の路線が区施行の路線。そのうち西荻窪の補助132号線の一部、北は青梅街道から南下しまして善福寺川を越えた約606メートルが、令和2年4月に事業着手しております。

そして、JR高円寺駅から中野駅までの中央線高架の北側を東西に走る補助221号線、環状7号線から中野区境までの約287メートルが令和4年7月に事業着手しており、杉並区施行の都市計画道路は2路線が着

手している状況です。

現計画における東京都施行の路線は、区内に5路線あります。地図上の水色の路線が都施行の路線です。そのうちの補助74号線、いわゆる早稲田通り、環状八号線から旧早稲田通りまでの間、約1,200メートルが令和6年3月に事業着手しております。

右の地図で、路線名を赤い枠で囲っている3路線が、現在事業中の路線でございます。

続きまして2ですが、昨年度、区が独自に行った区内未着手の都市計画道路の整備効果を検証した結果でございます。既に区のホームページで公表していますが、添付資料1を基にご説明いたします。

添付資料1は、大きく3つに分かれております。1番目は「区独自の指標」、2番目は「路線毎の効果」、3番目が「地域毎の効果」でございます。

資料はパワーポイントで作成して、2アップになっており、各スライドの右下に付番しておりますので、そのスライドの番号をページとしてご説明いたします。

1ページには、区がこの検証を行った目的や考えを記しております。

この効果検証は区が独自に実施したものです。技術的にある程度根拠となる数値を示すことで、都市計画道路の役割や整備した場合の効果などを分かりやすく区民に知っていただくために実施したものです。

11ページを御覧ください。01「区独自の評価指標」について説明します。

この区独自の検証に当たっては、東京都全体で検討を行っている都市計画道路整備の基本目標に合わせまして、「防災」「環境」「活力」「暮らし」の4分野で計25個の指標を区独自の考えの下で設定し、検証を進めました。指標は全部で25ありますが、この場では各分野の代表的な指標についてご説明いたします。

資料のヘッダーがオレンジ色の指標は「防災」の分野、資料は13ページから17ページです。「防災」の分野から代表して、指標2「災害時の避難経路の確保」、14ページを御覧ください。

この指標では、大規模災害時に、その路線もしくは区間が緊急輸送道路と避難所を結ぶか否かで評価しています。各指標のページの記載事項

のレイアウトは全て同じです。左上には評価方法を記しております。右上に「考え方」がございます。右上の「考え方」イメージ図を御覧ください。

評価対象、つまり未着手の都市計画道路の区間が、第一次緊急輸送道路と広域避難所や震災救援所などを結ぶ路線である場合は5点、第二次緊急輸送道路と避難所等を結ぶ路線である場合は3点、第三次緊急輸送道路と避難所等を結ぶ路線である場合は1点というふうに、ここでは3段階評価にしました。

右下の地図がその「評価結果」でございます。文字が小さくて大変申し訳ございませんが、地図の真ん中辺りの赤い路線は補助 215 号線、そして補助 133 号線でございます。東西に走る第一次緊急輸送道路である青梅街道と第二次緊急輸送道路である五日市街道から、広域避難所である善福寺川緑地までを結ぶ路線であるため5点と、南北方向の路線が高得点という結果になっております。

次にヘッダーが深緑色の指標「環境」の分野、資料は20ページから22ページになります。「環境」の分野から代表して指標 10『『みどりの軸』整備によるみどりのネットワークの強化』、22ページを御覧ください。

この指標では、杉並区都市計画マスタープランで指定されている「みどりの軸」、つまり街路樹の植栽など、歩道部分の積極的な緑化に努める幹線道路に該当する場合は5点と加点しました。

右下の地図が「評価結果」です。赤い路線が加点となった路線で、放射 23 号線、いわゆる井ノ頭通り、補助 74 号線、早稲田通り、補助 130 号線、五日市街道など、東西方向の路線を中心に加点された結果となりました。

次にヘッダーが青色の指標「暮らし」の分野、資料は23ページから28ページ。「暮らし」の分野から代表して、指標 11「安全な通学路の整備」、23ページを御覧ください。この指標では、区間延長の半分以上が通学路に該当する場合に加点としました。

右上の「考え方」イメージ図を御覧ください。評価対象が、歩道がない通学路に重複する場合、歩道が整備されることで通学路の安全性が大きく向上しますので5点、ガードパイプなどで区切られているだけの歩道の通学路に重複する区間は3点、さらに歩道が分離されている整った

歩道のある通学路と重複する区間は1点の3段階で評価しております。

右下の地図が「評価結果」です。赤い路線が5点の路線。阿佐谷と高円寺の間を南北に通す道路である補助128号線や、高円寺地域の補助226号線と227号線など、道路の狭い高円寺地域の路線が高得点となりました。

次にヘッダーが黄色の指標「活力」の分野、資料は29ページから35ページになります。「活力」の分野から代表して指標20「南北交通の強化」、32ページを御覧ください。

この指標では、南北道路が脆弱な杉並区において、計画されている南北路線のうち、環状七号線や環状八号線といった既存の幹線道路からの距離が遠い路線ほど、整備された場合のメリットが大きくなるとして加点しています。

右下の地図が「評価結果」でございます。赤い路線が5点となった路線。西荻窪駅前のバス通り、補助132号線、中杉通りの延伸となる補助133号線など、南北路線が高い得点となっております。

次にヘッダーが黒色の指標「その他」としまして、指標の24と25を設定しております。資料は36ページと37ページになってございます。

これらの指標は、現実的な実効性の観点から評価しております。指標25は、既に都市計画道路の機能をおおむね有している区間はマイナスとして評価しております。つまりは、現況の道路幅員がその路線の全区間において8メートル以上ありまして、歩車道が分離されているなど、既に都市計画道路と同等の機能を有している場合というものをマイナス点としております。

右下の地図が「評価結果」。青色の路線がマイナスとして評価した路線でございます。

「評価結果」を全てまとめたものがインデックスの02、A3で折り込んでおります「評価一覧」。そして、その地図がインデックス03で、「評価対象の都市計画道路位置図」として添付してございます。

文字が小さくて大変恐縮ですが、02の「評価一覧」には区内の未整備の都市計画道路、全部で51区間全てを得点順に並べてございます。

表の左の区間番号が、次のページの03「都市計画道路位置図」の番号とリンクしております。例えて申し上げますと、合計の評価点が一番高

かったのは区間番号 12-1。03 の「位置図」では左側の中央辺り、JR 西荻駅の南側、五日市街道までをつなぐ区間が一番高い得点となったところ
です。

2 番目は区間番号 13-2。03 の「位置図」では、地図中央の青色の路線。補助 133 号線、中杉通りを延伸して五日市街道までをつなぐ区間です。

3 番目は区間番号が 18-1。03 の「位置図」では右上、JR 高円寺駅北側の青色の路線。補助 277 号線、青梅街道から早稲田通りをつなぐ未着手の区間でございます。

これらの評価結果で上位となった路線を、本審議会の資料、かがみに戻っていただきまして、2 番目の右側の地図に示してございます。赤い路線が区施行、青い路線は東京都施行の路線ですが、都施行の路線については東京都が検討しておりますので、参考として載せております。

再び添付資料 1 にお戻りください。

インデックスの 04 から 07 までは、地域毎に都市計画道路を整備した場合の整備効果を算出し、なるべく可視化したものです。既に都市計画道路事業に着手している西荻窪地域と高円寺地域では、道路整備をきっかけとしてまちづくりを区民とともに話し合う対話の場、(仮称)デザイン会議を設置して、区と区民、区民同士で議論が始まってございます。

今回の検証結果が全てとは捉えず、1 つの資料として今後の検討、議論などに活用していただきたいとの思いで、都市計画道路の期待できる整備効果をできるだけ分かりやすく可視化して、資料を作成したものです。04 が西荻窪、05 が高円寺、06 が阿佐ヶ谷駅です。

阿佐谷は、中杉通りの延伸計画である補助 133 号線はまだ事業着手しておりませんが、令和元年に施行者である東京都が地元説明会を開き、既に用地測量も実施されていることから、地元住民の心配する声などが区へも多く届いており、地元自治体としてそういった声を聞き、都へしっかりと伝えていくために、西荻や高円寺と同じように対話の場を設置しています。そのため、同様の理由で資料を策定しています。

また、07 は杉並区全体へ期待される整備効果を整理したものです。

資料 1 の後ろには、この区独自指標による検証に関しまして、区民などから頂いたご意見を資料 1-1、そしてこれまでまちづくりに関して講演やご助言などを頂いてきました 2 名の有識者の方からもご意見を頂

戴しておりますので、資料１－２として参考に添付しております。併せて御覧いただければと存じます。なお、有識者お二人からのご意見は近々区のホームページにアップして、公表する予定でございます。

再び、本審議会資料にお戻りいただき、裏面の３番は区として、次期事業化計画における優先整備路線選定の考え方を記しています。

東京都、特別区及び 26 市 2 町による「都・区市町策定検討会議」で定められた指標に基づいた選定作業が、現在それぞれの自治体で行われています。内容については、添付資料 2 を基に説明いたします。

添付資料 2 「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）－中間のまとめ－」を御覧ください。こちらの資料も 2 アップになっておりまして、各スライドの右下もしくは左下に付番してあるスライド番号をページとしてご説明いたします。

資料 2 の 7 ページから 14 ページまで東京の「都市計画道路の整備状況」、そして 17 ページから 24 ページには「東京を取り巻く社会情勢の変化」、25 ページから 28 ページには「東京の道路を取り巻く課題」が示され、それを受けて新たな東京の都市計画道路の整備方針に向けた「基本理念」「基本目標」、方向性などが 33 ページから 35 ページに記載されています。

35 ページを御覧ください。

ここに新たな整備方針の策定手順がフロー図で示されております。「基本理念」及び「基本目標」を踏まえ、未着手の都市計画道路を対象に必要な性の検証を行います。

フロー図の 2 段目の囲みです。この検証の結果、必要性が高い路線と必要が低い路線に分かれます。次に、必要性が高い路線の中から、優先整備路線を選定するという流れです。一番左下の紺色のボックスになります。

優先整備路線の選定は 44 ページと 45 ページ。

6 つの選定項目について、広域的な課題に資する路線については東京都が都内一律の考え方に基づいて検証を実施し、一方で地域的な課題に資する路線については各区市町が選定を行っていきます。現在、選定作業中であり、選定内容に関する資料をお示しすることはできませんが、定められた項目に基づいて整備効果の高い路線を抽出した結果と、先ほ

ど私のほうからご説明した区が独自に行った検証結果において、整備効果の高い路線の中から区施行の優先整備路線を最終的に選定していくことを考えています。

現時点であります、検証結果などから西荻窪の補助 132 号線や高円寺の補助 227 号線、そして荻窪駅と阿佐ヶ谷駅の間で区を南北に貫く補助 215 号線の青梅街道から五日市街道を結ぶ路線などから、優先整備路線を選定したいと考えています。

冒頭申し上げましたが、今回、委員の皆様からご意見を伺い、区として最終的に優先整備路線を決定する際、参考とさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に今後のスケジュールですが、今後、各自治体から示された優先整備路線を都が取りまとめ、その後「都・区市町策定検討会議」に諮られます。10 年前の現計画策定時には、方針案ができた段階で再度都民意見を聞くパブリックコメントが実施されましたので、今回もそのようになるのではと想定しています。その後、最終的に「都・区市町策定検討会議」で新たな整備方針が決定され、令和 7 年度末、つまり令和 8 年 3 月末に策定、公表される予定です。

私からの説明は以上です。

中井会長

ありがとうございました。それでは、これよりただいまご説明のありました内容について、質疑を含めご意見のある委員から頂戴したいと思います。なお、本件は審議会として意見集約を求められているものではございませんので、それぞれの委員の意見ということで事務局側にお伝えいただければと思います。それでは、いかがでしょうか。

今、挙手がある方 6 人、あと意見のある方 4 人ですね。では、10 名ぐらいの方が意見を表明したいということでございます。本日、大体 12 時頃を終了予定時間としておりますので、10 名の方でうまく残りの時間を使っていただければと思いますので、よろしくご協力のほうお願いいたします。お一方があまりにも長くなるようでしたら、私のほうで注意を促すような発言をさせていただければと思います。

それでは、まずこちら側の区議会議員の皆さんから、てらだ委員から向こうの側に順にお願いいたします。

てらだ委員

よろしくお願いいたします。まず、全体的な話をお聞きしたいのですが、

区が行った検証というのは本来東京都が行うべきものだったと議会でもご答弁があったかと思います。この定量化できないものに関する検証というところは、今回、都に答えを言っていくときに、区として特に行わないままでいいのかというのがすごく疑問で。

今回、この資料に添付されている1－2の「学識経験者からの意見」のところで、「効果のマイナス面も示すことで議論がよりバランスのとれたものになると考える」「数値化しやすい指標が過大評価とならないよう重みづけを設定・調整し、区民意見を反映する仕組みが望ましい」、またもう一人の方も「道路整備を実施した場合、そうでない場合のいずれにおいても『良い未来』と『悪い未来』があり得る。その成否は計画に関わる人や、そのプロセス次第で変わる」とご意見が出されていて、定量化できない部分も一緒に考えなければ結論が出せないのではないかと思います。その辺りは特に行わないまま進んでいいと考えているのかどうか、お聞かせください。

中井会長 都市計画道路担当課長、どうぞ。

星野都市計画道路担当課長 今回冒頭、資料の最初のページに書いてありますように、これが全てだとはもちろん思っておりません。現在、我々の考え得る数値化できるものをなるべく示したものであって、もちろんこのほかにも、数値化できないですが、大切なものがたくさんあります。

ただ、今回これは優先路線を選ぶ部分についての考え方を示しておりますので、今後、まちづくりの中では、こういった議論は当然していくべきだと考えております。まちづくりで都市計画道路を考えるときの資料とこの優先整備路線次期計画についての資料の取扱いというのは、少し異なるのかなと考えているところでございます。

中井会長 てらだ委員。

てらだ委員 杉並区がまちづくりをしていくに当たってはというお話だったと思うのですけれども、今回は東京都が案を出してきていて、次の15年を決める計画に対して区から意見を出さなければいけない場面なので、「杉並区のまちづくりとしてはこういう結果も、それ以外の結果も踏まえてやらなければいけない」とおっしゃっているのですけれども、東京の計画の中でそれが決められてしまうと、それを基準に話し合いが始まることになるので、そうすると、その先に定量化できないものをこれから検証しま

しょうという話をしたときに、それが反映されなくなるので先にやるべきではないかと思っているのですが、もう一度お答えいただいてもいいですか。

中井会長 都市計画道路担当課長

星野都市計画道路担当課長 優先整備路線といいますのは事業着手を目指す路線でありまして、すぐさま着手するものではないです。冒頭申し上げましたが、東京都全体で、同じ選定項目の中で、どの路線が東京都全体にとって整備効果が高いのか、優先度が高いのかという選定項目が示されております。それに機械的といいますか、そういう作業を今やった結果、上位になる路線からそのまま選ぶ自治体もあるかと思います。

ただ、杉並区としてはそれをそのまま出すのではなくて、これまでのご意見も参考に、区がやったこの資料、検証の結果も全てではないですけども、こういったものを参考に考えて出しているわけで、住民と対話をしながらどうするか、こうするかを決めてから優先路線を決めるという作業ではございません。

中井会長 てらだ委員。

てらだ委員 例えば都市計画道路補助227号線について、今、地権者だけではなくて区民の意見を聞くために、デザイン会議というものを高円寺地域として開いています。西荻とかも一緒ですけども、これはまちづくりについて考えるときに、デザイン会議の中では道路の話は全体で話し合うものとされてなくて、部会で話すものみたいなふうに位置づけられていて、そういう中でまちづくりの話がされているのですね。

道路の話を脇に置くのであれば、一旦優先整備路線というところから外して、優先的に整備されるものではないことを示した上でどちらも選択肢としてあり得る未来、道路を拡張したらまちづくりがどうなるのか、道路が今のままだったらどうなるのかというところをちゃんと落ち着いて話す時間を確保する必要があると思うのですが、その辺りはどう考えているのか。

中井会長 都市計画道路担当課長。

星野都市計画道路担当課長 今お話のありましたデザイン会議というのは、先ほど申し上げた補助221号線の事業着手をきっかけに、まちづくりについて皆さんで共に考えましょうとして発足したものです。なので、実際、高円寺はま

だまちづくり方針さえございません。

この227号線をどうしようというために開いている対話の間でもございませんので、これをきっかけにみんなで課題を共有しつつ、どういう未来、どういうふうにしていけばいいのか、まちづくりにどうつながっていけばいいのかを今議論している真っ最中と、私のほうは認識してございます。

中井会長 まちづくり担当部長。

吉見まちづくり担当部長 委員が今おっしゃっている件について補足ですけれども、恐らく委員がおっしゃっているのは、優先整備路線を挙げるに当たって、今定量化できる指標で判断したものだけで意見を区から東京都に上げてしまっているのかということだと思います。

私どもが昨年度から（仮称）デザイン会議をやって、これは確かに道路そのものについての意見を聞き取る場ではありませんけれども、道路を含めたまちづくりについて様々なご意見を頂いていて、その意見もそうですし、また都市計画道路に関してはこの数値だけではなくて、オープンハウス等を行って区民の方から聞き取った意見ですとか、そういったことも総合的に勘案して区で判断すると考えています。

また、定量化できないものに関して、にぎわいとか歴史・文化とか、そういった杉並区らしさをどう残していくかという件に関しましては、定量化できないものの検証は非常に難しいところではあるのですが、現在まさに有識者A、Bと挙がっている方々から直接、今もう少しお話を聞いて、デザイン会議でどうすれば定量化できないものについて議論をしていけるのかというのを、先日もヒアリングに行ってきた議論をしているようなところですので、今後、道路自体の必要性はこちらの定量化したもので示したとおりで、当然必要だと考えているのですが、整備したときにまちのよさが失われてしまうのではないかとのご不安、どのようにすればそういったよさを失わずに防災面等の課題も解決していけるのかというところについては、今後、有識者の助言も得ながら、デザイン会議でも話し合っていければというふうに考えております。

中井会長 てらだ委員。次で、一旦次の方にお譲り願いますでしょうか。

てらだ委員 分かりました。検証の結果とオープンハウスなどで聞いた意見とで総

合的に考えると今ご答弁がありました、だとすると、この定量的な検証結果の中ではこれは必要だ、優先整備にすべきだとは言っていないが、そういう結論が出たとしても、区民の意見として「そうではない、このまちの魅力はこうなのだ」という話があったときに、それを含めて優先整備から外すという選択肢もあるということでもいいのです。

例えば優先整備路線に指定されたからといってすぐ着手するものではない、指定されていないからといって着手しないというわけではなくて、どちらも計画決定がされているので、どういう場合でも先に始まることはあるのですという話を以前聞いたことがあります、本当にこれは、話を落ち着いてするためには前提をちゃんとしないといけなくて、一旦外すということはやるべきだと思っています。

221 号線をきっかけに高円寺のデザイン会議をやっているんだと、先ほどご答弁があったのですけれども、例えば 221 号線、今事業着手されていますが、通学路の自動車の交通量の増加があったりとか、駅前等かなり分断されるというか、車の太い道が通るので、環七も通っているので分断がされて、高円寺のまちというものではなくなっていくような、雰囲気は全く変わってしまうというところがあって、そういうところと、あと 227 号線まで拡張されて、JR の高架下も再開発されてというところで、だいぶ大きくまちが変わる話なので、だから高円寺のデザイン会議をしましょうとなっているはずなので、そこはごまかさないで考えていただきたいというか、227 号線の話は関係ないですと言われてしまうと非常に困るので、もう一度そこだけご答弁いただいてもいいですか。

中井会長

すみません。次の方でお願いいたします。鈴木委員はよろしいですか。

では、そね委員、お願いいたします。

てらだ委員

答弁は。

中井会長

答弁は後でまとめてしていただくことになるかと思います。

そね委員

意見でよろしいですか。

中井会長

どうぞ。

そね委員

意見を上げたいそれぞれの路線について、意見を言わせていただきたいと思います。

まず 132 号線に関してですけれども、西荻デザイン会議で運営委員会や部会などが動き始め、行政の会議体の中で住民同士の熟議による対話が

進んでいると聞いています。住民たちが自分の利害を超えて、異なる意見を持つ相手と多角的な視点で自分たちのまちについて議論をすることは、岸本区政が目指す住民参加の民主主義と言えます。この住民自治を杉並区政の道路計画においての大切な価値とし、その議論を尊重した上で意見を上げるように求めたいと思います。

次に 133 号線についてですが、まとめて言ってしまってもよろしいですか。

中井会長
そね委員

結構です。どうぞ。

これは都施行の路線ではあるのですが、デザイン会議が持たれ、区民の意見を反映した意見を都に上げていこうという姿勢を評価しています。青梅街道から五日市街道までについて、現道がないところに 16 メートルの道路を通そうとすることは住民への影響が多大で、区のさっき本にも書いてあったのですが、財政的な大きな負担であり、改めて中止することを求めます。

また、五日市街道から井ノ頭通りまでの区間についても今回は出てきているのですが、貴重な緑である善福寺川緑地や住宅エリアが含まれていて、私の家も計画道路上にあることからこら辺の状況はよく分かっているのですが、崖地がかなり含まれています。

先日、区内で擁壁が倒壊したときに初めて知りましたが、擁壁を壊すとき、造り替えるときには、家の土台が揺らぐため、そこにある家も取り壊さなければならないということを聞きました。家を購入するときの重要事項説明で、計画道路上にあることは聞いていますが、擁壁を造り替えるときに家まで壊さなければならないということは全く聞いてなくて、本当に驚きました。

そうなったときの住宅の補償がどうなるのかとか、またそれが必要になるなら莫大な財政負担が生じることになり、同じくこの貴重な緑が奪われることと財政負担が大きいことから、延伸の五日市街道から井ノ頭通りについても反対の意見を伝えていただきたいということを要望したいと思います。

最後に 227 号線についてです。このエリアは高円寺純情商店街を中心に、商店街やにぎわいがある非常に人気の高いエリアで、休日には多くの人が訪れています。ここに太い道路を通すことはまちを分断し、多く

の人に愛されてきたまちや歴史を壊すことになります。

高円寺北のこの地域は防災的に危険度が最も高いエリアではありますが、不燃化住宅の助成制度も効果を上げていることから、道路を整備する以外の防災政策を進めることで対応を図り、227号の整備には反対の姿勢を示すことを求めます。

ウォーカブルなまちづくり、人中心のまちづくり、都市緑化を進めていくのが脱炭素社会、少子高齢化社会、ケア社会の地域の在り方だと考えますので、東京都へはぜひ都市計画道路全般の必要性や意義を立ち止まって考え直すべきということを伝えていただきたいと思います。それを求めます。

以上です。

中井会長

どうもありがとうございました。

それでは、続いて井口委員、お願いいたします。

井口委員

井口です。よろしくお願いします。

今日頂いている資料、「杉並区都市計画審議会委員各位」というお手紙がありますけれども、この資料には「本日の意見を参考に、最終的に区として優先整備路線を決定する」と書かれています。また事前の説明では、今日の審議会を経てから、約1週間から2週間後に区の要望を都に提出するとも伺っています。

今、この場で検証結果ですとか都の選定フローについて説明がありましたし、ほかの委員への答弁で「都が選定してきたものを機械的に示すことはしない。杉並区はそういうことをするわけではない」と言っていました。要するに、まだ決まっていないということだと思います。

では、なぜ今日の都計審の場で、具体的な区の考え方を明確に示さないのかというのが私の質問です。つまり、岸本区長は区長選挙で前回の第四次事業化計画について疑義を表明して当選しながら、今日まで個々の路線の評価について私が何度議会で尋ねても、言及を避けてきています。都が年内にも第五次案を公表しようとしている今に至っては、せめて既存の計画についての個々の路線評価を含めた区としての総括ぐらいはこの場で明らかに示して、その上で各委員からの意見をお聞きするのがあるべき道筋ではないのかということを伺います。

中井会長

都市計画道路担当課長。

星野都市計画道路担当課長 先ほど、私の説明が分かりにくかったのかもしれませんが。資料として最終的に区がこういう路線ですというのは示せませんというお話をしました。ただ、口頭で今の段階で3路線、補助132号線、補助227号線、補助215号線の中から最終的に決めるというお話をさせていただきました。これが今の段階での区の考えです。

近いうちに、区として最終決定をして都に回答するという考えですので、先ほど申し上げた3路線から決定する。1路線になるのか、2路線になるのか、3路線になるのか、そういったところでございます。

中井会長 井口委員。

井口委員 では、区の最終決定というのはその3路線の中から、その3路線かもしれないと。それを都に提出する区の要望とお伝えするということですね。その3つをということですね。

星野都市計画道路担当課長 要望ではなくて、回答です。

井口委員 選定して回答するということですね。もしそうであれば、その回答というのは、それぞれ個々の路線について区としての評価を具体的にそこに付して示すものとなるのか否か、お答えください。

また事前の説明で、区の具体的な路線について区民に公開する、公表することは、都から口止めされているのでできないとおっしゃっていましたが、それはおかしいと思います。都から口止めされている法的根拠をお示してください。

中井会長 都市計画道路担当課長、どうぞ。

星野都市計画道路担当課長 私の言葉が違っていたのかもしれませんが。口止めではございません。最終的に東京都全体で公表しますので、それを前もって杉並区だけのものを公表することはできない。東京都全体の公表のスケジュールがまだ明確に示されておりませんが、10年前の現計画策定時には12月に行っておりましたので、それを参考にすると恐らく年内に示されるものだと考えているところでございます。

中井会長 井口委員、どうぞ。

井口委員 最終的に東京都が示したものでみんな知ってくださいということなら分かりますが、杉並区として、地元自治体としてどういう要望を出すのか、どういう選定をしたのかということはなぜ示さないのか。

中井会長 都市計画道路担当課長。

星野都市計画道路担当課長 現計画策定のおきもそうですけれども、そもそも都市計画道路の事業化計画につきましては、都市計画審議会の審議に付議する案件でもございません。都市計画は既に決まっているものですので、これまでしたこともありません。

これまでどうなっていたかといいますと、東京都が公表するタイミングで、都民、区民はどの路線がそうなのかを知ることになります。ただ今回は、こういった専門家の方を含めた審議会の各委員からご意見をお聞きしたいという中で、先ほど申し上げましたが、口頭ですけれども、区としての考えの路線を示させていただいたところでございます。

中井会長

井口委員。次で一旦終わっていただけますでしょうか。

井口委員

分かりました。

現計画がどうのというお話ではなくて、今の区政だからわざわざ聞いているわけで、そもそも優先整備路線の決定権は都にあるわけです。決定された個々の路線について、今の区長は区長選挙でさんざん疑義を唱え、自ら争点化をしておきながら、今おっしゃっていたように口頭で、この場でということですから、第五次計画策定に向けた区の意向は、基本的には明らかにしないということですよ。これは区長の言っていたことと明らかに矛盾します。都の公表を最終的にみんなが知るから事前には言わないというのは、またそれを都に責任転嫁して逃げていると捉えられても仕方がないのではないかと思います。

特に情報公開ナンバーワンを掲げている現区政ですので、先ほど聞きましたけれども、法的根拠は示されませんでしたけれども、こういった根拠なく選定路線を公表しないことは区政の基本姿勢と明らかに矛盾するのではないのでしょうか。区の具体的な路線評価や選定内容は全て区民に公開すべきと考えるのですが、いかがでしょうか。また、区の意向が都の案に反映されなかった場合はどうするのか。最後伺って、次に回します。

中井会長

道路担当参事、どうぞ。

友金道路担当参事 東京都が公開しないということではなくて、東京都が幹事ですけれども、東京都及び 23 区 26 市 2 町で策定検討会議を持って決定しております。その会議体の中で、案の公表だとか情報の公開などはルールを決めてやっております。その中でまだ公表してない、確定してないものを、

各自治体がばらばらで出すというのは控えましょうということで、現時点で区がどこをとすることはお示しできないというのは先ほど都市計画道路担当課長からお話ししたとおりです。

これは時限的なものであって、杉並区としてどこを選定して、どういう理由でというのは、策定検討会議としての公開をもって公表することになります。ですから、杉並区がどこをとるのを非公開でずっと通すことではなくて、現段階でまだ区としての案であり、策定検討会議として取りまとめる前に公表できませんが、近々案が示されると思いますので、その時点をもって公開することになります。

中井会長

それでは、まとめて最後に事務局にお答えいただきますので、質問はプールという形にさせていただきます。

続いて小池委員、お願いいたします。

小池委員

まず、全体の都市計画道路のことについて意見を述べさせていただきます。

そもそも全国の自治体では、都市計画道路の見直しが進んでいることは申し上げておきます。国交省が 2022 年に改正した都市計画運用指針では、長期間着手されていない計画道路は社会情報を踏まえ見直しを進めること、関係市町村の意見も十分尊重することを各都道府県に指示しています。東京都以外の道府県では、廃止、ルート変更、幅員変更など、都市計画道路の変更が大幅に行われています。

この間、社会の状況は人口や交通量の減少、生活様式の変化、まちの市街化、緑の減少、気温上昇など、様々な面で大きく変わりました。ところが、東京都では都市計画道路の見直しがほとんど進んでいません。国の方針を無視していると言わざるを得ません。それどころか原油高や円安、人材不足、物価高騰、土地価格の高騰で、今後さらに事業費が膨れ上がっていくことは想像にかたくないにもかかわらず、道路整備だけは都市整備の絶対条件であるかのように、事業費の増に対して懸念の声が上がらないことも異常であると言わざるを得ません。

前回の第四次優先整備路線の決定は住民からの要求があったとは言えず、優先整備路線決定前に地域住民や関係者との協議の場も持たれていませんでした。前区政の下で住民合意のないまま、優先整備路線の決定、さらには事業認可申請が行われたのは許しがたいことです。残念ながら

行政との間の信頼関係が損なわれ、地域コミュニティの中に疑念や不満、不安が生じてしまったことは否めません。

岸本区長になり、これまで設けられてこなかった説明の場や、今もお話にありましたけれども、デザイン会議など、住民との対話の場がつくられました。住民同士、区民と区が意見を交わし、共に考え学び、協働する準備ができてきたところ、信頼を回復しているところだと考えます。こういった対話、学習、協働の場の設置はそういった意味からも非常に重要で、本来であれば、前回の優先整備路線選定の前にもこのような会議が開かれるべきであったと考えます。

個別の路線について申し上げますが、まず 132 号線です。132 号線は一部区間が事業認可されましたが、(仮称)デザイン会議を開催している真っ最中です。既にテーマ部会も始まっているところで、多くの参加者がまちづくりの観点で積極的に意見を出し、協働して取組の実施に向け活動を始めようとしています。

今回、区独自の検証では、現在未着手路線となっている神明通りから五日市街道までの区間は整備効果が高いことが示されましたが、ここは住宅街が連なる場所であり、道路を整備した場合の地域への影響も甚大です。今回、まちづくりの観点で、西荻地域のデザイン会議で話合いに活発に取り組まれている中、これまでの区間を延長し、優先整備路線として選定することは、デザイン会議での話合いの前提を崩すものであり、到底認められません。

また地域住民からは、132 号線の優先整備路線になっていない残りの約 500 メートルについても優先整備路線としないよう、意見も上げられています。そうした声も踏まえ、選定を進めるよう求めます。

それから、221 号線に関連して意見を述べます。こちらも前区長が 2022 年に、事業認可申請を 4 月に行いました。申請に至るまでに行われた説明会はたったの 2 回であり、到底住民合意が図られていなかったにもかかわらず事業化されたことは、許しがたいことです。

整備目的とされている「高円寺駅と中野駅間のアクセス性向上」という言葉には、この地域に住んでいる方なら首をかしげざるを得ません。車優先の考え方は、そもそも現代にふさわしくありません。この路線は中野駅周辺、中野囲町の再開発のための道路拡幅であり、高円寺北一丁

目と南五丁目を分断し、交通量の増加で住宅街の環境を悪化させるものです。歩行者の安全性、快適性向上のための歩道の設置、無電柱化整備は、現在の道路幅 5.45 メートルでも、ほかの自治体では実施しているところもあるので、杉並区でも検討すべきということは議会でも述べ続けています。

そしてデザイン会議において、これまで区の実組に参加してこなかった人たちが今参加をしていただいて、防災に関しても新たな議論やアイデアが生まれています。対話の場を大切にして、道路拡張ありきでなく、区民の主体的な活動を区は後押ししてほしいと思います。

227 号線についてです。高円寺純情商店街、庚申通り商店街を貫く補助 227 号線は、一時的であれ営業中の商店を立ち退かせないと完成には至らず、完成までに何十年かかるか分かりません。この商店街は高円寺のイメージ、高円寺らしさを体現している場所であり、現在の 5.45 メートル幅から 18～21 メートルへの道路拡張となれば、高円寺というまちのつくりが一変します。商店街を貫くことから、地域に与える影響の大きな路線であるということは、区もこの間「認識している」と答弁しています。

227 号線に隣接する高円寺北三丁目は、杉並区唯一の火災危険度、総合危険度ランク 5 の場所ですが、区が努力をして不燃化の整備を行ってきてくれました。この地域の不燃化率は令和 4 年度末で 63.2%、新耐震基準の建物も 80～82%となりました。それでもなお商店、特に飲食店が多いことや密集地であることで、危険度は高いままになっています。しかし、火災危険度が高い地域であるにもかかわらず、高円寺北には防災計画がありません。阿佐谷、西荻、荻窪など、ほかの JR 沿線にあるまちづくり方針がないことを先ほど星野課長も述べられました。このことも改めて考えなくてはいけないと思います。

227 号線においては、第四次事業化計画では事実上凍結されていたことを踏まえ、次期事業化計画での優先整備路線からは取り下げ、防災の観点からの見直しを検討することを求めるものです。

215 号線について、意見を申し上げます。今回、区独自の効果検証によって整備効果の高い上位路線として示された 215 号線は、既存道路の拡張とは異なり、閑静な住宅街を貫き、善福寺川緑地にも影響を与える道

路となります。昭和 41 年の都市計画道路の再検討告示の際に都市計画決定されたものと理解していますが、その後も杉並区都市計画審議会の議事録で、補助 215 号線と善福寺川緑地との重複が問題として複数回取り上げられ、審議会側から崖線緑地部分の整備は好ましくない、みどりの連続性を残すべきとも指摘されています。その後も都市計画道路と都市計画公園等が重複し、今後、関係機関と調整が必要な箇所とされている路線でもあります。

優先整備路線として引き上げるどころか、緑地の保全も踏まえ、都市計画決定そのものを見直し、今後は廃止すべき路線として検討すべきものと考えます。

中井会長

そろそろまとめてください。

小池委員

あと最後、133 号線だけ。すみません。

都施行である 133 号線、第四次事業化計画では青梅街道から五日市街道までの幅 16 メートル、長さ 890 メートルの道路建設となっていますが、既存の道路はなく、100 軒もの住宅、宅地を貫いて造る道路計画です。完成された住宅街において道路拡幅を進めることはまちづくりではなくまち壊しであり、住民の合意が図られるとは到底考えられません。

この間、区と一緒にいるデザイン会議や、東京都に要望書を出したりですとか、区民、住民の皆さんが積極的に活動を行っています。今後もデザイン会議において、地域の課題を住民が主体的に考えていく場が継続するよう、そして区には、改めて住民からの声や区で取り組んでいる対話の場の現状を東京都に届けていただきたいと思います。

質問がありますが、後に回します。

中井会長

では、斉藤委員。

斉藤委員

大丈夫です。

中井会長

では、浅井委員、どうぞ。

浅井委員

幾つかあるのですけれども、時間もないので 1 点だけに絞ります。

227 号線ですけれども、私の記憶だと都施行の道だったと記憶していますが、区施行にいつ変わったのか。その辺のところだけ。たしか中野の部分については都で施行していると思うのですけれども、それをちょっと聞きたくて。それ以外もあるのだけれども、時間もないのでこれだけにします。

中井会長 都市計画道路担当課長、どうぞ。

星野都市計画道路担当課長 委員のおっしゃるとおり、駅南側のいわゆる高南通りから 227 号線はスタートしておりまして、そちらは戦災復興の土地区画整理事業で、駅前広場もそうですけれども、東京都が施行しております。ご指摘の中野区のほうも不燃化特区の事業で、東京都が施行しています。

もともと杉並区内の部分も都施行でした。第二次事業化計画のときは都施行で、第三次になってから区施行になっております。

中井会長 ありがとうございます。

鶴我委員はご発言されますか。

鶴我委員 いえ。

中井会長 では、江島委員、お願いします。

江島委員 江島でございます。都市計画の道路に関して、実は私、個人的に今着手されております都道の補助 74 号線のところに関係しています。この都市計画道路は随分昔から決められていて、あつてないようなものという認識が非常にありますけれども、いざ自分たちのところがいよいよ決定になりまして、事業が進みますとなりましたところ、私の知った限りでは皆さん理解をしております、非常に協力的な区民が多いです。新型コロナがちょうどかかりましたので説明会を開けなかったりとか、そういうことがありましたけれども、逆にそれがもどかしいぐらいで、「決まったのだから早くやって、みんなで動こう」という考えの方が非常に多いです。

それを踏まえまして、先ほど区議会議員の委員の方の中でもおっしゃっていましたが、時代によって当時決めたときの道路、基本的にはある道路を広くしたらいいだろうというものもあります。その場合には当時決めたはずのことで今は進んでいるのかもしれないけれども、今後着手するに当たっては、この春から自転車に関しまして車道を走らなければいけないとかいうことは、その当時想定されなかったと思いますが、そういうことに関してもどうなのか。逆に言えば、今度できる道でも、ガードがあるわけではなくて、矢印だけで自転車が通るのかとなると非常に不安なところもあります。そういうことを踏まえた道路計画を進めてもらいたいと思います。

それと住宅地を貫いての道路に関してなのですが、私が学生の

頃に、中杉通りは世尊院ぐらいまではまだなかったのです。その先、今はすてきな中杉通りができ上がっております。何十年後かたった今、あれを見てあの通りは要らなかったのかと。いわゆる松山通りをバスが通っていたのですね。関東バスがぎりぎりを通るというのでちょっと人気のある路線でもありましたけれども、今、中杉通りがきちんと通って、中野までは行っていないですけれども、杉並区はきれいな道路になって、きちんとバスも通っている。あの中杉通りはできてよかったと、私はずっと思っております。通学路で使っていたというのもありますので。

中杉通り、今このお話に出てきていますけれども、この先、確かに住民の方は住宅地を壊すのかとか、緑がなくなるとおっしゃるかもしれないですけれども、それを配慮して道路というのは造られていくと思いますし、必要性があると思うのです。

例えば先ほども出ました高円寺のまちづくり、純情商店街のところに大きな道が必要なのかという、そこに大きい道路ができることで防災に役に立つ。甚大な災害が最近多く起こってきたことを思うと、耐震の建物、防火の建物があるだけでは駄目なのだと思うのです。そこに緊急車両がちゃんと入っていけて、作業ができるのかどうか。そういうことも考えて、どこかにそういう道路があるからこそ、そこから今より近い距離でそういうことに対応できるということも考えていかないといけないと思うのです。

自分たちが立ち退かなければいけないとか、こんなところ緑がなくなる。そんなことは後でどういうふうにも、先ほどの最初の議案にありました生産緑地ではないですけれども、そういうところを生かしていったりという、今後また大きい土地がどこかにできたときにマンションを建てるのではなく、何か緑のものをつくりましょうというような考え方を持っていて、今の生活がよくなっていく。大きな道路ができたときに、開発されたときに、「こんなまち要らなかったよね」というまちはそんなにたくさんないと思います。「できてよかった」というまちが多いと思います。そういうところも考えて。

確かに、個人的には反対意見が多いと。自分がなぜここを退かなければいけないのかということは、個人的な意見ではあると思います。最後のほうに書いてあった皆さんのご意見もいろいろ読ませていただきまし

たし、区民の皆さん本当によく勉強されているというふうにもご意見いただいた方の資料を見たときに思いましたけれども、そこも踏まえた上でやはり必要なんだというところを進めてもらえたらいいなと考えております。

ちょっと横道にそれますけれども、例えば狭い道は皆さんにセットバックしてもらって、隅切りもしていますけれども、そのセットバックのところに花壇を置いてしまったりとかいうことで、少し前に荻窪で大きな火事があったときに、セットバックしている通りだったのに、そういうことがあったことで消防車両が入れずに、青梅街道からホースを長くして消火したという話も聞いております。そういうことがないように、これから大きい都市計画もそうですけれども、小さい狭い道もうまく皆さんに協力してもらえような区民への理解を進めてもらえたらいいなと思っております。あくまで意見です。ありがとうございます。

中井会長

ありがとうございます。

飯田委員はよろしいでしょうか。

それでは渡辺委員、どうぞ。

渡辺委員

都市計画道路というのはいろいろ難しい問題だと思うのですが、私、実は高円寺で、環七から高南通りに向かった補助 226 というのも 15 年ぐらい前に完成したと思います。当初はいろいろな商店を移転したり、廃業したりありましたけれども、今はそれなりに落ち着いた通りになって、特に杉並区は安心安全で、緑の大きい良好な住宅都市ということに徹するわけですから、そういう面では、今、私のエリアは、何かあった場合は、割と高円寺では一番安全な場所かなと思っております。

先ほどから北口の、2になるのですかね。私も高円寺で生まれて 60 年いますので、当然この景観が崩れるというのは非常に耐えがたいものがありますけれども、行政としてはここが一番危険なエリアですよ。防災上本当に耐えられるかといったら、幾ら防火の対策をしても、かなりの被害が想定されるのではないかというのは一目瞭然です。行政としてここを指定しないで放っておけるかといったら、できないのではないかというのが、高円寺に住んでいてもそう思います。ですから、一概に賛成というわけではないですが、これは行政として指定路線にせざるを得ないのかなという気がすることはちょっと言っておいたほう

がいいかなと思います。

ほかにもいろいろありますけれども、とにかく杉並区は南北の道路が非常に弱いですね。ですから、これはやっぱり少し考えていかないと、いろいろな面でこれから問題が起きるのではないかと考えております。

それと、非常に狭い道路が多い。本当に道が狭いということですね。安心安全の面では非常に危険なまちであることは間違いわけですから、もう少しその辺を全面的に出して検討していくべきだと思っております。

以上です。

中井会長

ありがとうございます。

二見委員、よろしいですか。

では、中川委員。

中川委員

中川です。1つ、確認だけです。最近豪雨災害とかも多いですけども、杉並区の中では火災リスクというのがメインに考えられていて、浸水リスクですとか地盤の低い部分の道路というのはないのでしょうかというのを確認したいと思いました。

中井会長

都市計画道路担当課長。

星野都市計画道路担当課長　今回、次期事業化計画に向けては、火災だけではなくて浸水被害の面も考慮されて優先路線を選定するとなっております。この中間のまとめにも記載がございます。実際にそういった選定項目でも選んでおります。

杉並区は確かに縦線、南北の路線を考えると、一級河川が3河川ありまして、それが東西に走っていますので、どうしても川に向けて土地が低いところが生じてきますので、浸水の危険箇所は多数ございます。

中川委員

ありがとうございました。

中井会長

よろしいですか。

中川委員

はい。

中井会長

では、河島委員、どうぞ。

河島委員

私からは、先ほど井口委員が区長の姿勢として、当初見直しをするというお話をした後、もうすぐ任期が終わるこの時点になっても、まだ都市計画道路に対する自身の考え方を具体的に示さないのはおかしいのではないかとご指摘があったと思います。私もそのことは非常に共感するものです。

岸本区長が当選された直後に都市計画マスタープランをこの都計審で審議する機会があったのですけれども、それまでの前区長時代以来の都市計画マスタープラン改定案を全くその時点でストップして、事務局は大変だったと思うのですけれども、岸本区長スタイルの都市計画マスタープランに変更されています。

その都市計画マスタープランでは、道路の話について明らかに前に進めるという立場から、今まで進めようとしていたところは基本的にストップ、そして見直しを検討しますということで対処された。それが西荻の132号線については、事業化されたところをやめることにどれだけの大きな悪影響があるのかということが区長もお分かりになったのか、事業着手したところは継続して造ります、それ以外のところは地元の方の意見をよく聞きながら今後の対応を決めますということで、今日に至っています。

都市計画マスタープランは、結局その後、岸本区長の下で全然違った形のものを出してこられたのですが、その議決の際に申し上げましたけれども、道路が必要なのは車を円滑に通すことはもちろんあるけれども、防災性の向上のためには本当に死活問題というような大事なインフラなのに、道路の防災性を確保するための対処とかその重要性の認識とかいうものが新しい都市計画マスタープランには全く出てこなかったんで、それは最大の問題であるということで、学識経験者の立場であまりそういうことはないのかもしれないけれども、議決で反対票を投じました。結局、僅差でその都市計画マスタープランは、岸本区政の下で改定されることになった。

任期最初の第1期の岸本区政の最終盤になって、今回のような都市計画道路の整備方針がちょうどタイミングとして合ってきて、今それをどうするのだろうということは、自治体の首長としての非常に重要な使命ですけれども、そこに対する態度が非常に注目を集めていると思っています。

さっき事務局からの説明で、132と215と227の3路線について、区としての検討でも必要性が高い路線として、区なりのやり方で検討した結果、そういう結果が出ていると。次期優先路線として区が東京都に回答したいのは、この3路線から選択していくことになるというご説明があ

りました。私としてはぜひ防災性の観点、先ほど渡辺委員からもお話ありましたけれども、行政というのはやっぱり防災性の話を重視してやっていかなければいけない。それがあある面で最大の使命ではないかと思うのですけれども、その使命をぜひ区は果たしていただきたい。

3路線について、変にこれはとっておこうとか、次回回しにしようとか、地元のいろいろな声を勘案して今は取り上げるのを控えようとか、そういうてんびんにかけるような話ではなくて、それが必要だと。特に防災性の観点からも必要不可欠なものだと判断されるならば、皆さんも含めて、区の責務としてそれを実現するように要請を進めていただきたい。そうすべきではないだろうかというのが私の意見です。

中井会長

ありがとうございました。

米田委員はよろしいですか。

それでは、ひとわたりご意見聴取いたしました。幾つか事務局に質問がございました。お答えお願いできますでしょうか。

都市計画道路担当課長、どうぞ。

星野都市計画道路担当課長 先ほど井口委員から、区が回答したものが、最終的にどこか取りやめとかなった場合どうするのかというお話でした。

各自治体から挙げたものが、「都・区市町策定検討会議」の中で、この路線はやめようとなるとは考えておりませんが、万が一そういうことがあった場合はその検討会議の中で決定されたこと、東京都全体でそういうふうになったという結果として受け止めたいと思っております。

中井会長

事務局、ほかにはよろしいですか。

てらだ委員

私の質問に答えてもらってないです。

中井会長

ではもう1回、短くお願いします。

てらだ委員

もう1周しますか。

中井会長

いや、しません。

てらだ委員

すみません。先ほど一旦ということで会長におっしゃっていただいたので、もう一周するのかなと思っていたのですが、先ほどの227号線の話です。高円寺のデザイン会議の中に含まれていないというか、ごまかしたようなご答弁だったので、そこをお答えいただきましたかったのと、あと検証結果からは必要な道路が導き出されていて、この1枚の最初の紙の「区独自指標に基づく効果検証結果」の中で、新たに指定したほうがい

いのではないかという路線が増えているようにも見えるのですね。以前の第四次事業化計画よりも、区として整備効果の高い路線は増えているのではないかと。初めてやった調査で、ここも必要だというふうに判断されたのだと思うのですが、結構住宅街を通るもの、例えば久我山の 216 号線だったりとか、今改築予定の西宮中学校の校庭に一部かかっているような路線だったりとか、215 号線、先ほどの 3 つの路線の中に入っていました。ここは中央図書館とか荻窪三庭園のグリーンスローモビリティが走っているような地域のところで、交通ということを考えたときに、防災もそうですけれども、道路を拡幅することだけが防災に資するのかなとか、そういう話ではなかったはずですし、私も議会の中で何回か取り上げていますが……。

中井会長 てらだ委員、短くお願いします。

てらだ委員 分かりました。地域の中で消防団とか地域の住民と協力して火を消すということで、防災性の道路があった地域よりも少なく延焼を防ぐことができたという事例もありますので、そういったことも含めて考える必要があるということをもっと言うておきたいと思います。

132 号線について、事業認可がまだ下りていない地域ですね。これはまちづくり方針が終わらない限りは申請をしないということはちゃんと置いておいてほしくて、まちづくり方針が決まっていなくて商店街を保つことはできないみたいな、これは高円寺にも共通しますが、そういうお話が先ほどから出ているので、方針策定をデザイン会議なりその他のまちづくり協議会なりできちんとやっていくことを先にやってほしいと思っています。

あと……。

中井会長 てらだ委員、進行上そこでやめていただけますか。

てらだ委員 一言だけいいですか。最後。

中井会長 本当の一言でお願いいたします。

てらだ委員 まちづくりで、お互いさまに助け合うみたいなネットワークづくりでまちをつくっていかうという話が一方である中で、物理的に分断して、輸送で物資を得るような環境を整備する方向になっているので、これは全体としてバランスが取れないのではないかと思いますので、そのあたりのお考えもお聞かせください。

中井会長 都市計画道路担当課長、どうぞ。

星野都市計画道路担当課長 最初のお尋ねの高円寺の（仮称）デザイン会議で、補助227号線が含まれていないと先ほど申し上げましたけれども、（仮称）デザイン会議を発足したきっかけは補助221号線の事業着手です。それをもって、いきなり駅前の補助227号線の話をするべきではないと我々は思っています。ただ、区民の方を交えてまちづくりを考えていく上で、高円寺の安全性をどうしようか、駅前の道路をどうしようかというのは議論がつかなくていけないと、もちろん思っています。ただ、今、補助227号線を事業化するから、（仮称）デザイン会議で議論しようというふうには考えてございません。それが1点。

あと、検証結果で路線が増えているかというのは、増えている、増えてないを前回と比較することはできません。全く別の考え方で前回は優先整備路線を選定しております。

それと、まちづくり方針がないまま、事業着手の申請をしないでほしいと。ご意見は分かりましたが、まちづくり方針がある、ないで、事業着手する、しないの判断材料にはなりません。その時々状況などを踏まえまして、区としてどのタイミングで事業着手するかというのは考えてまいりますが、まずは整備効果が高い路線であるという位置づけを皆さんに示した上で、今後、議論が深度化していけばよいのではないかと、いうふうに考えてございます。

中井会長 ありがとうございます。

どうぞ、道路担当参事。

友金道路担当参事 最後、一言だけ。防災についてのお話がありましたので。道路だけが防災性の向上に資するとは考えてございません。もちろん基盤整備は重要ですが、併せて委員がおっしゃるような防災対策、耐震不燃化、住民の協力も大事だと考えておりますので、これから（仮称）デザイン会議に限らず、まち場の方とそういう議論を深めて、両輪で防災対策を進めていきたいと考えてございます。

中井会長 ありがとうございました。

それではこれで、報告事項はここまでとさせていただければと思います。進行へのご協力、ありがとうございました。

以上で本日の議題は全て終了でございます。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

管理課長、どうぞ。

石森管理課長 本日はご審議及び貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

 次回の審議会につきましては、現時点で開催未定となっております。開催する場合は改めて日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

 事務局からは以上でございます。

中井会長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

 私、最初に遅刻をいたしまして、誠に申し訳ございませんでした。

 これで第210回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

(午後 12 時 13 分 閉会)

—— 了 ——